

鶴岡市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

平成 17 年 10 月 1 日

告示第 221 号

平成 23 年 3 月 31 日

告示 101 号

平成 26 年 3 月 31 日

告示 99 号改正

平成 30 年 3 月 31 日

告示 96 号改正

令和 2 年 3 月 31 日

告示 226 号

令和 3 年 3 月 31 日

告示 132 号

改正 令和 6 年 3 月 31 日告示 134 号

（目的及び交付）

第 1 条 市長は、災害危険区域等における住民の安全を確保するため、危険住宅の移転を行う者（独立行政法人住宅金融支援機構又は一般の金融機関の親族居住用住宅貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転をする者を含む。以下同じ。）に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成 17 年鶴岡市規則第 56 号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業）

第 2 条 補助の対象となる事業は、国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき社会資本整備総合交付金の交付対象となる事業（次の各号のいずれかの区域に存する危険住宅を移転する場合に限る。）とする。

- （1）建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に基づき山形県が条例で指定した災害危険区域
- （2）建築基準法第 40 条の規定に基づき山形県が条例で建築を制限している区域
- （3）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1

2 年法律第 5 7 号。以下「土砂災害防止法」という。) 第 9 条に基づき山形県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

2 危険住宅に代わる住宅の建設地(購入地を含む。)が土砂災害防止法第 7 条に基づき山形県知事が指定した土砂災害警戒区域内である場合は、危険住宅の除却等に要する経費のみを補助の対象とする。

3 危険住宅に代わる住宅を新築する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「建築物省エネ法」という。)で定める建築物エネルギー消費性能基準に適合するものについてのみ補助の対象とする。

(補助対象経費等)

第 3 条 補助対象経費、補助率、補助限度額並びに交付申請書及び実績報告書に添付すべき書類は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表(第 3 条関係) 別紙記載

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱(平成 1 0 年 9 月 2 5 日鶴岡市決裁)、羽黒町がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱(昭和 5 9 年羽黒町訓令第 1 号)、朝日村がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則(昭和 5 0 年朝日村規則第 1 3 号)又は温海町がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則(昭和 5 0 年温海町規則第 1 2 号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 2 3 年 3 月 3 1 日告示第 1 0 1 号)

この告示は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 6 年 3 月 3 1 日告示第 9 9 号)

この告示は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成３０年３月３１日告示第９６号）

この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月３１日告示第２２６号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月３１日告示第１３２号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月３１日告示第１３４号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額	交付申請書に添付すべき書類	実績報告書に添付すべき書類
移転を行う者（本市以外の市区町村に移転する者を含み、本市以外の市区町村から本市に移転するものを除く。）が負担する危険住宅の除却等に要する経費	10/100	(1) 危険住宅の除却に要する費用 令和5年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について(令和5年3月31日付け国住備第473号、国住整第50号、国住市第115号国土交通事務次官通知)第9の規定により算出した木造住宅1戸当たりの除却工事費の額(1㎡当たりの額が3万1,000円を超える場合にあっては、3万1,000円に当該除却工事の対象となる延べ面積を乗じて得た額) (2) その他除却等に要する費用(動産移転費等) 1戸当たり97万5,000円	(1) 危険住宅の除却等に要する経費内訳書(様式第1号) (2) 必要経費の見積書の写し (3) 危険住宅の位置図(がけ断面図を含む。)及び平面図 (4) 危険住宅の現況写真 (5) その他必要と認めるもの	(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条の規定による届出書の写し (2) 解体工事請負契約書の写し (3) 必要経費の領収書の写し (4) 危険住宅の除却跡地整備後の写真 (5) その他必要と認めるもの
移転を行う者（本市以外の市区町村に移転する者を除き、本市以外の市区町村から本市に移転する者を含む。）が、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）に要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において負担する当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）	10/100	421万円(建物325万円、土地96万円)。ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域は、722万7,000円(建物457万円、土地206万円、敷地造成59万7,000円)	(1) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する経費内訳書(様式第2号) (2) 必要経費の借入明細書の写し (3) 必要経費の見積書の写し、位置図、配置図、平面図並びに住宅建設前の敷地の状況及び周囲の状況を示す写真(住宅建設の場合に限る。) (4) 建築物省エネ法第27条第1項の規定により行った小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価に要した図面及び計算書の写し並びに建築主に対して交付した評価結果を記載した書面の写し (5) その他必要と認めるもの	(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項に規定する確認済証(建築確認が必要でない場合を除く。)、同法第7条第5項に規定する検査済証、工事請負契約書、売買契約書及び必要経費の領収書等のそれぞれの写し (2) 不動産売買契約書、購入代金の領収書及び登記簿謄本のそれぞれの写し(土地を取得する場合に限る。) (3) 借入金の利子総額を証する金融機関等の証明書 (4) その他必要と認めるもの

様式第 1 号（別表関係）

危険住宅の除却等に要する経費内訳書

世帯主名	種 類 別										補助対象事業費
	①除 却 費		②動産移転費		③跡地整備費		④仮住居費		⑤その他移転に伴う経費		
	費用	積算内訳	費用	積算内訳	費用	積算内訳	費用	積算内訳	費用	積算内訳	
											※

注 ※欄は記入しないこと。

様式第 2 号（別表関係）

危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する経費内訳書

世帯主住所氏名														
移転先概要	移 転 先 地 名 地 番													
	敷 地 面 積		m ²		建 築 面 積		m ²		延 べ 面 積		m ²			
	建 築 確 認 番 号				建 築 確 認 月 日				構 造					
	工事（購入）費予定額													
住宅建設 購入を含む。）に要する借入金	種 類 別													補 助 対 象 事 業 費
	1 建 物				2 土 地				3 敷地造成				①+②+③	
	借入額	利率	期間	①利子額	借入額	利率	期間	②利子額	借入額	利率	期間	③利子額	利子総額	
														※

注 ※欄は記入しないこと。